

森町経済変動対策貸付資金利子補給金交付事業について

(産業課商工観光係)

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した中小企業者等の経営安定のため、静岡県経済変動対策貸付金を貸し付けた取扱金融機関に対し、利子補給金を交付する。

2 利子補給金の交付対象者

(1) 森町経済変動対策貸付資金利子補給金交付に関する契約を結んだ金融機関

3 融資の条件等

(1) 融資対象事業者

- ・静岡県経済変動対策貸付利用者
- ・町税及び県民税について、申込みのあった日以前の納期が到来した税額について完納している者

(2) 資金用途

事業資金（設備資金又は運転資金）に限る。

(3) 融資限度額

1企業につき、8,000万円を限度とする。

(4) 基準金利及び利子補給率等

	静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）			
	普通保証	SN4号保証	SN5号保証	危機関連保証
基準金利	2.07%	1.97%	2.07%	1.97%
県利子補給率	0.67%	0.67%	0.67%	0.67%
町利子補給率	1.40%	1.30%	1.40%	1.30%
事業者利子負担	0%			
	※4年目以降は1.30%～1.40%			
保証料率	0.28～1.20%	0.60%	0.58%	0.80%

(5) 利子補給期間

3年（36月）以内

(6) 償還方法

元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還

(7) 信用保証及び保証料（率）

信用保証協会の保証付とし、保証料は、協会の定める率とする。

(8) 申請者（利子補給金交付対象者）

静岡県経済変動対策貸付金を貸し付けた取扱金融機関

(9) 申請期間

令和3年3月31日（水）までに静岡県信用保証協会です書類を受け付けたもの。

※静岡県経済変動対策貸付金新型コロナウイルス感染症枠に準ずる。

(10) その他

令和2年4月28日以降の申込から対象とする。

4 利子補給金交付手続

(1) 融資を行う場合

融資の申込みから融資の承諾まで

【事業者】（取扱金融機関を経由して）融資の申込み

↓

【町】審査 取扱金融機関へ申込書類を送付

↓

【金融機関】申込書類を信用保証協会に送付

↓

【信用保証協会】審査 取扱金融機関へ保証の承諾

↓

【事業者】金融機関より融資実行

(2) 利子補給を受ける場合

【金融機関】交付申請書及び所要額計算書を町へ提出

↓

【町】交付決定を金融機関へ送付

↓

【金融機関】実績報告及び所要額計算書を町へ提出

↓

【町】交付確定を金融機関へ送付

↓

【金融機関】請求書を町へ提出

↓

【町】利子補給金の支払【上半期：10月下旬 下半期：4月下旬】

5 必要書類

(1) 融資を行う場合

- ・森町経済変動対策貸付資金利子補給金申請書
- ・静岡県及び静岡県信用保証協会へ提出する書類の写し
静岡県提出書類：様式1号、様式3号-2、様式5号
信用保証協会提出書類：信用保証依頼書、委託申込書、委託契約書

(2) 利子補給を受ける場合

- ・交付申請書
- ・所要額計算書
- ・実績報告書
- ・請求書

(以上)